

# 電力システムの更なる検討課題について

2023年1月25日

資源エネルギー庁

## はじめに（本日の御議論）

- 本日の小委員会においては、「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備」に関しては、今後議論を行う上での実態調査として、発電事業者・小売電気事業者双方に対して、事務局においてアンケート調査を実施したく、この内容について御意見いただきたい。
- また、「小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保」については、需要家への情報提供の充実化の論点として、説明義務に追加すべき項目について御議論いただきたい。

- 1. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備**
2. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の  
選択肢と安定性の確保

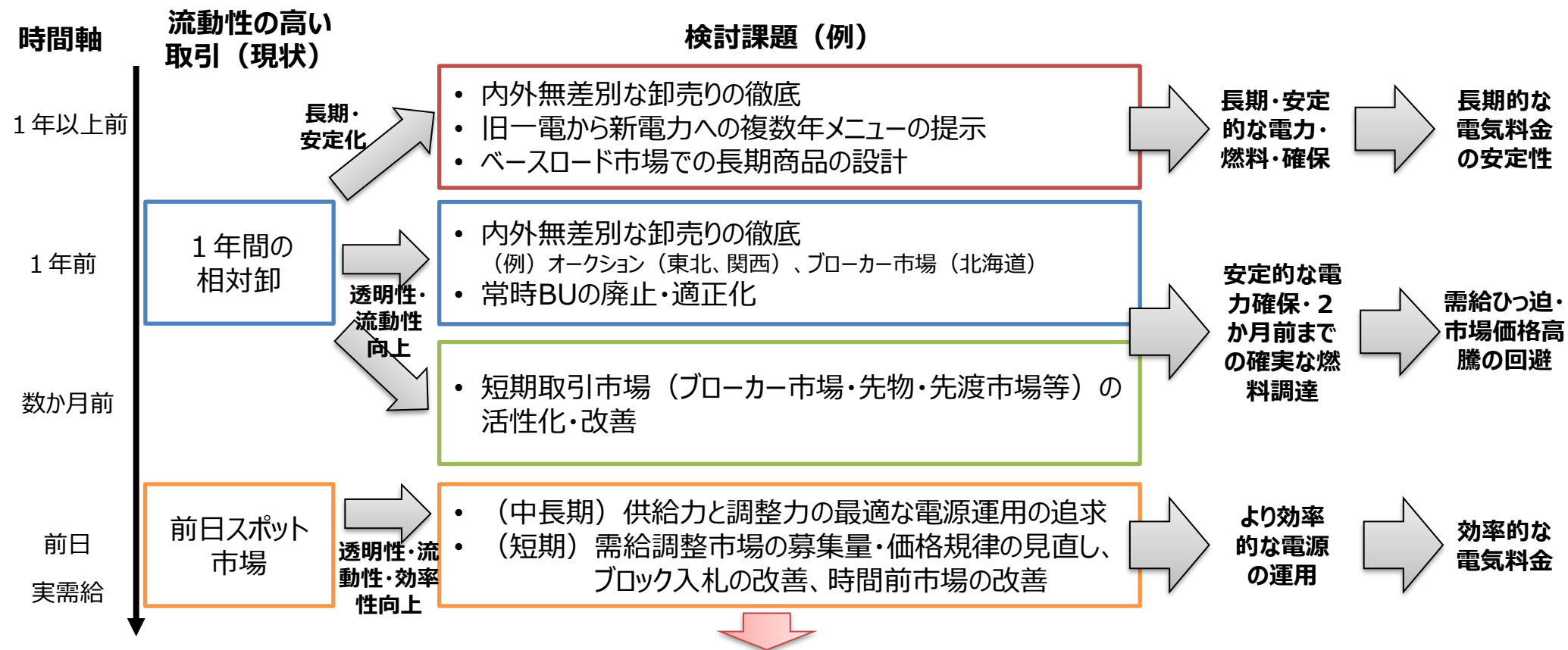
# 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備の議論の進め方

- 前回の小委員会において、御提示した通り、足下の取引としては、1年間の相対契約や前日のスポット市場での売買の流動性が高く、主流となっているところ。これは、これまでの取組（大手電力（発電）から新電力の内外無差別な卸売りの徹底、ベースロード市場の整備、スポット市場における限界費用での余剰電力全量供出、等）も寄与したものと考えられる。
- このような取組は引き続き継続していくことが重要。一方、更なる安定供給（電源投資、燃料調達）、価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めるためには、長期的な取引（1年超）や短期的な取引（実需給の数か月前の取引）の流動性の向上も極めて重要。
- また、長期相対取引を安定的に行うためには、小売電気事業者にとってポジション調整・リスク調整が行いやすくなる環境が重要であり、短期取引の流動性を高めることは長期相対取引を安定的に行うためにも重要といえる。
- 今後の本小委員会では、需要家に対して競争的な料金で安定的に電気を供給するために望ましい長期～短期の取引の在り方と、そのために必要な市場・取引環境の整備に関する施策（※）について、議論を行いたい。  
（※）望ましい市場・取引環境の提示・例示や、それによる事業者の共通認識の醸成、市場の仕組みやシステムの改善、事業者の義務の強化（逆に緩和もあり得る）等、様々な手法が考えられる。
- この際、本小委員会での議論が、足下の電気の販売・調達の状況や、事業者の取引の課題・ニーズ等と乖離したものにならないよう、まずは丁寧な実態の把握を行うことが必要。

# (参考) 論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

第57回電力・ガス基本政策小委員会（2022年12月）資料5より抜粋

- **長期～短期の取引について、更なる安定供給（電源投資、燃料調達）、価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めることが重要。**
- **その際、発電側・小売側双方の視点から、どのような卸商品設計が望ましいか、改めて整理を行った上で、競争と安定を両立・促進するような仕組みの検討が必要ではないか。**



様々な取引機会があることで、発電事業者は売電収益の最大化・安定化が、小売電気事業者は調達の効率化・安定化が可能。ひいては、需要家への効率的・安定的な電力供給につながる。

# アンケート調査の実施

- **競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のため、事務局において、発電事業者・小売電気事業者双方に対して、電気の販売・調達の実態や取引における課題・ニーズ等に関するアンケート調査を実施したい。** 本日は、**このアンケート調査の内容について、御意見をいただきたい。** 本日頂いた御意見も踏まえつつ、事務局において、アンケート調査内容の再検討を行い、**以下のスケジュールで、アンケート調査を実施したい。**
  - 2月中：事業者に対して、アンケート調査票の配布
  - 3月中：アンケート調査票の回収
  - 4月頃の小委員会：アンケート調査結果の開示

## 発電事業者向け

**調査対象：**発電容量（kWベース）上位約70社  
（日本全体の発電容量の約9割。自治体や一般送配電事業者等を除く。）

### 調査内容（骨子）：

- 基本情報（会社概要、経営状況）
- 電源販売ポートフォリオ（電気の販売契約期間と販売先）の実績と理想
- 電気の販売契約期間ごとの販売契約を結ぶ際のニーズや課題、各販売形態の評価（相対契約、先渡契約、先物契約、等）
- 内外無差別な卸売りの方法のための各種販売方法（相対契約、オークション、ブローカー市場）の評価
- 契約の個別条項（転売禁止条項等）の評価

## 小売電気事業者向け

**調査対象：**全小売電気事業者

### 調査内容（骨子）：

- 基本情報（会社概要、経営状況）
- 電源調達ポートフォリオ（電気の販売契約期間と販売先）の実績と理想
- 小売が自社電源を保有する場合の課題
- 電気の調達契約期間ごとの調達契約を結ぶ際のニーズや課題や理想の調達形態（相対契約、先渡契約、先物契約、等）
- 長期相対取引を締結する場合、火力発電が特定された形での調達契約を締結することが可能か。その場合の契約期間。
- 内外無差別な卸売りの方法のための各種販売方法（相対契約、オークション、ブローカー市場）の評価
- 契約の個別条項（転売禁止条項等）の評価
- 需要家に提供する料金メニューの形態（固定価格、燃調付き、市場連動型、等）

1. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
2. **小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の  
選択肢と安定性の確保**

## 論点①：需要家への情報提供の充実化について

- 国際的な燃料価格の高騰や、それを受けた卸電力取引市場価格の高騰などにより、小売電気事業・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化してきている。その中で、市場価格変動を反映する料金メニューの増加等の料金メニューの多様化も進みつつあり、どの事業者からどういうメニューで電気の供給を受けるかについて、リスクやメリット・デメリット、事業者・商品の特性などが十分に需要家に理解されるよう、情報提供を充実することはますます重要となっている。
- 検討の視点としては、例えば、本日御議論いただきたい検討の視点
  - ① 需要家が、契約前に料金メニュー等のリスクについて説明を受けられること
  - ② 小売電気事業者の経営の状況について開示されること
  - ③ 需要家が小売電気事業者の情報について容易に比較できることが考えられるか。
- 需要家が、リスクを認識しつつ、適切に契約先となる小売電気事業者を選択するためには、どのような情報内容が考えられるか（次ページも参照）。
- また、情報提供の方法として、①事前説明の項目とすること、②ウェブサイトで情報を掲載すること、の大きく2つの方法が考えられるが、どの情報をより重視して①の対象とするか、改めて整理が必要ではないか。



# 小売供給契約締結前の説明義務や書面交付義務の現状について

- 小売電気事業者は、電気事業法に基づき、小売供給契約を締結しようとするときは、需要家に対して料金その他の供給条件について説明しなければならず、その説明のときには説明内容を記載した書面を交付しなければならないこととされている※1 ※2。
- この説明義務は、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する必要があることから、小売電気事業者に対して課すこととされたものである。

※1 媒介事業者、取次事業者、代理事業者、登録特定送配電事業者等に対しても同様の説明義務が課されている。

※2 需要家の承諾を得ていれば、インターネットを通じた提供も可能である。

## ＜現行の事前説明事項、書面記載事項＞

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 小売電気事業者等の名称      | 11. 託送供給等約款上の需要家の責任                     |
| 2. 連絡先、苦情問合せ窓口等     | ※12. 契約期間                               |
| 3. 申し込み方法           | 13. 需要家側からの解除等の連絡先、方法、<br>※期間制限、違約金、条件等 |
| 4. 供給開始予定日          | 14. 小売電気事業者側からの解除（料金滞納等）、変更             |
| 5. 契約プラン、料金単価       | ※15. （メニュー特性がある場合）電源の種類及び根拠             |
| ※6. 工事費等需要家の負担する費用  | ※16. 需要家の電気の使用等の制限内容                    |
| ※7. 契約電力、電流容量等の算定方法 | ※17. その他重要な供給条件                         |
| 8. 供給電圧、周波数         |   |
| 9. 計量方法、料金調定方法      |   |
| 10. 料金等の支払い方法       |   |

※は、該当するものがある場合にのみ事前説明の義務が課されている事項。

# 説明義務等の課題について

- 現行の説明義務等では、契約の前提となる基本的な事項を列記している。他方で、昨今の事象を踏まえれば、料金の変動・安定性、小売供給事業の安定性といった要素は、需要家の利益と選択にとってこれまで以上に重要性が高まっていると考えられる。
- 料金メニューについては、昨年来、市場価格連動型のメニューを新たに提供する事業者や、燃料費調整に市場価格連動を織り込む料金メニューを公表する事業者が登場しており、今後、さらに増加していくことも考えられる。市場価格の変動リスクが小売電気事業者から需要家側に寄っていくことについては、需要家の認知と理解が必要である。
- 料金メニューがより複雑化する中で、どのような要因によって、どの程度の価格の変動が生じるのか、需要家がどういうリスクを負うのか、について正しく理解することは必要。
- また、市場価格の高騰やインバランス料金の負担等を要因とした破産等の事業撤退により、需要家が契約の解約や最終保障供給への切り替えを余儀なくされ、トラブルが発生していることを踏まえた対応も検討が必要ではないか。
- また、説明義務等については、上記観点からの項目・内容面に加えて、需要家にとってのわかりやすさの観点からも考慮を行うことが必要ではないか。
- どのような要素は、必ず需要家に伝える説明義務の対象とするか、あるいは、関心がある需要家がウェブサイト等知ることができればよいものとするか、を今後数回の本小委員会で議論頂き、整理をしてはどうか。

# 説明義務等の追加候補となるもの、説明の在り方について

- **料金の変動性・安定性や需要家が負うリスク**については、現行制度上、料金の算定方法についても説明することが必要※<sub>1</sub>であるが、次のような説明を加えるべきか。他に考えられるものはあるか。
  - ✓ **市場価格や燃料価格の変動により料金変動するリスクがあることの説明**
  - ✓ **どのような場合にどのような変動をするかを市場価格や燃料価格の変動の例示を用いて説明**
  - ✓ **変動の前提としている背景（例 市場依存度）について説明**
- **小売供給事業の安定性**については、現在は、特段の説明を求めているが、次のような説明を加えるべきか。他に考えられるものはあるか。
  - ✓ **市場価格等のリスクを低減するための取組**
  - ✓ **需給管理者やインバランス料金の負担者**
- **需要家にとってのわかりやすさ**の観点からは、次のような要素が必要ではないか。
  - ✓ **需要家の知識、経験や電力の使用状況に応じてわかりやすい丁寧な説明**
  - ✓ **図表、グラフ、概念図などを用いて、需要家の理解しやすい情報**
  - ✓ **事前交付書面は一定程度の大きさのフォントを活用することや、重要事項についてはさらに大きなフォントを用いたり、枠囲いをするなど、認知性向上の工夫**

※ 1 現在、電力の小売営業に関する指針において、需要家にとって燃料費調整等の仕組みや料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとすること等が望ましい行為として整理されている。

※ 2 他法令においては、知識や経験に応じた説明義務、一定程度の大きさのフォントや枠囲いをした書面の交付義務、契約書面の内容についての基準の設定によりサービスの利用者の保護を図っている事例がある。

# (参考) 電力の小売営業に関する指針

## ○ 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### (1) 一般的な情報提供

#### イ 望ましい行為

##### vii) 市場連動型料金メニューにより小売供給を行う際の実施

小売電気事業者が、市場連動型料金メニューに基づいて小売供給を行う場合には、適用される電気料金単価を確認できる仕組みを導入するなど、需要家が電気料金の見通しをより容易に持てるようにすることが望ましい。また、市場価格高騰時には、小売電気事業者等が需要家に対し、電気料金への影響について、より積極的な情報提供を行うことが望ましい。

##### viii) 燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施

小売電気事業者が燃料費調整その他の燃料価格等の変動による料金の増額又は減額（以下「燃料費調整等」という。）の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合においては、需要家にとって燃料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとするとともに、小売電気事業者等が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、その燃料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクについて、ホームページ等で分かりやすく情報提供を行うことが望ましい。ホームページで情報提供を行う場合には、他の料金メニューと比較してたどりつきやすさに遜色がないことによって、料金が比較しやすいようになっていることが望ましい。

##### ix) 調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施

小売電気事業者が調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合においては、調整上限の算定方法（算定に用いる基準価格を含む）や、その更新の条件等の考え方について、供給約款等に定めるとともに、小売電気事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、需要家に対しホームページ等で分かりやすく情報提供を行うことが望ましい。ホームページで情報提供を行う場合には、他の料金メニューと比較してたどりつきやすさに遜色がないことによって、料金が比較しやすいようになっていることが望ましい。

# (参考) 金融商品取引法関係法令

## ○金融商品取引法

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引契約の概要

四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨

七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

2・3 (略)

(適合性の原則等)

第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

## ○金融商品取引業に関する内閣府令

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第六号並びに第八十二条第三号から第六号までに掲げる事項

二～四 (略)

3 (略)

# (参考) 電気通信事業法関係法令①

## ○電気通信事業法

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一～三 (略)

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

## ○電気通信事業法施行規則

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 法第二十六条第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下「対象契約」という。）の締結が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結については、この限りでない。

一～十 (略)

2 (略)

3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあっては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十一項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあっては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。））は、これらの方法によることができる。

4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

## (参考) 電気通信事業法関係法令②

(書面の交付)

第二十二條の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六條の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一～六 (略)

2. 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 対象契約以外の契約（以下この項において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能の提供に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合 減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む利用者が支払うべき額の算定の方法が図面により示されていること。

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ 書面解除を行うことができる旨

ロ 書面解除を行うことができる期間

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が法第二十七條の二第一号（法第七十三條の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六條の三第一項括弧書に規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

ニ 書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項

ホ 法第二十六條の三第二項から第四項までの規定に関する事項

ヘ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

ト 対象契約の締結に付随して締結された他の契約であつて書面解除に伴い解除されないもの（当該対象契約を締結した電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたものに限る。第二十二條の二の八第一項第八号において「特定解除契約」という。）がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ～二 (略)

四 利用者を誘引するための手段として対象契約に係る電気通信役務の提供に付随して電気通信事業者が経済上の利益を提供する場合であつて、当該利益の提供が当該電気通信役務に関する料金その他の経費の減免に相当するとき又は利用者からの申出による当該対象契約の変更若しくは解除の条件等であるとき 当該利益の内容及び当該利益の提供の条件等が明らかにされていること。

3 (略)

4 契約書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5・6 (略)